

一 今度の内閣更迭ハ  
伊藤侯爵の奏請に  
依り  
至尊の聖断に出  
たる事

附 政黨が政府を  
衆取りたりふど、唱ふる  
は俗言よ過きと我  
君主國の大義を  
辨へさるはあ  
ざるべし 惟今後議  
會の協賛を完ふ  
かにハ貴族院の信  
任を受くると同時  
に衆議院多數の  
信任を得たるゆのから

任を受くると同時に  
に衆議院多数の  
信任を得たるものから  
さるへからを是れ今回  
内閣更迭の  
聖断あらせられたる  
ものなるべしと心察し  
奉りると云ふ事

右の故に内閣員の多数は  
政黨より出つと雖も其  
内閣に列し補強の重  
責に任まらば申す迄  
ゆかく

至前守の即信任に依り  
大権の下に行動するもの  
なり大権下移など、謂  
ふは甚しき惑説なる事

一行政及財政の整理  
ハ内閣の鋭意之を

内閣に列し補強の重責に任まらば申す迄  
めかく

至前守の脚信任に依り  
大権の下に行動するもの  
かり大権下移など、謂  
ふは甚しき惑説ふる事

一行政及財政の整理  
ハ内閣ハ鋭意之を  
決行するの覚悟ある事

一貴族院議員諸君ハ  
國務に關し意見の  
ある所ハ忌憚なく具  
早く内閣員に忠告  
と與へられ度事